

資料

金融商品取引法における「国際化」の視点

金融商品取引法における「国際化」の視点

① 対象商品の横断化

- －主要国の市場法制も参考にファンド持分を包括的に対象化
- －また、デリバティブ取引についても、幅広い取引を対象化
 - 新たな金融商品の組成・金融イノベーションが容易に。
- ⇒対象化する必要性を精査の上、対象商品・取引の範囲を明確化する方向で検討中。

② 業規制の横断化・一本化

- －多岐にわたった業規制を金融商品取引業（登録制）に一本化
 - (注)投信・投資顧問(一任)は、認可制から金融商品取引業の登録制に。
 - 従来の縦割りの業態を越えた新たな金融サービスの提供が一つの登録制の下で可能に。
- ⇒規制の必要性を見極めて対象業務の範囲を明確化する中で、国際的に活動する証券業者・運用会社グループを念頭において規制緩和措置も検討中。

③ 行為規制を従来の業態別から機能別に整理

- －従来縦割りの法律で規定されていた行為規制を機能別に整理し、
 - 「共通（販売・勧誘等）」「投資運用」「投資助言」「有価証券等管理」に整理
 - 業態を越えた業務を併せ行う場合にも、より整合的な規制体系に。
- ⇒上場商品等については行為規制の合理化を図る他、外国投信等への投資を容易にする措置等も検討中。

④ 規制体系の柔構造化

—プロ投資家向けの勧誘・販売については行為規制を大幅に緩和

(勧誘・販売等の際の適合性の原則や書面交付義務といった（情報格差の是正を目的とした）規制を免除)

—プロ投資家向けファンド制度の創設

· 参入規制なし（届出のみ）

· 行為規制：金商法の規制のほとんどが免除

（「虚偽の説明禁止」と「損失補填の禁止」のみ）

⇒ファンド・オブ・ファンズについても、一定のものは届出制を適用する方向で検討中。

⇒適格機関投資家の範囲について拡大を図ることを検討中。

（例）事業会社の投資額基準（有価証券投資残高 100 億円）の大幅な減額など。

事業会社以外の法人や個人についても、一定の者が適格機関投資家となることを容認。

⑤ 取引所の自主規制業務

—各取引所の制度も踏まえつつ、取引所の自主規制機能を担う組織についての制度を導入。

⇒当該制度の趣旨が実現するよう、その対象となる業務の範囲として、例えば一定の規則の制定・改廃を含めること等を検討中。

⑥ 内部統制報告制度の創設

—財務報告に係る内部統制について経営者による評価と公認会計士による監査を義務付け。

—先行して制度導入された米国の状況等を検証しつつ、評価・監査のコストが過大とならぬよう、①トップダウン型のリスクアプローチ（評価範囲の絞り込み）、②直接報告義務の不採用（経営者が実施した評価について監査人が監査）、③内部統制監査と財務諸表監査の一体的実施等の工夫。